

平成21年度 学童保育園入園のご案内

加西市では、学童保育園を開設し、放課後や長期休業中に家庭や地域で保育を受けることができない児童に対し、主として遊びを通じて健全育成するための保育事業を行っています。

申請書類は、市役所6階教育委員会市民交流課と各学童保育園でお渡ししていますので、来年度に入園を希望される方は、次のとおり手続きをしてください。

なお、入園希望者が10人に満たない場合は、市条例の規定により休園となりますのでご了承ください。また、現在未開設または休園中の小学校も、希望者が10人以上で諸条件が整えば開設しますのでご相談ください。



■学童保育園概要

学童保育実施園	<ul style="list-style-type: none"> 北条学童保育園（北条小学校区対象） 北条東学童保育園（北条東小学校区対象） 下里学童保育園（下里小学校区対象） 九会学童保育園（九会小学校区対象） 日吉学童保育園（日吉小学校区対象）
入園資格	市内の小学校1～3年生までに在学し、保育が可能な同居成人がいない児童 ※申し込み多数の場合等、受け入れできない場合があります
申込期限	12月1日（月）から19日（金）まで。教育委員会市民交流課へ
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育園入園申請書 児童の状況確認票 保育に欠ける申立書（勤務証明書等） ※書類は、児童1人につき1部必要となります。
保育料	児童1人につき6,000円/月額 (※8月分のみ児童1人につき12,000円/月額)
保育時間	授業のある日：授業終了後～18:00 長期休業など：8:30～18:00（土日祝日を除く）

【提出・問合せ先】 教育委員会 市民交流課 ☎④8773

我が家の耐震対策 地震に強い安全な住まいを

先の阪神・淡路大震災では、6千人を越える尊い命が奪われました。その死亡原因の約80%が建物の倒壊による圧死あるいは窒息死であるといわれており、特に、昭和56年以前に建てられた木造住宅で大きな被害が出ています。

大地震から、自分や家族の命を守るためには、地震に強い建物と、安全な室内空間を確保することがとても重要です。

■耐震診断、耐震改修で地震に強い住まいを

簡易耐震診断や耐震改修を助成する事業を利用して、我が家の耐震性を知り、耐震性が低い場合は効果的な改修を行い、地震に強い壊れにくい住まいにしましょう。

○簡易耐震診断事業

市が「簡易耐震診断員」を派遣し耐震性を調査します。

対象：昭和56年5月31日以前に着工された住宅
個人負担額：3,000円（木造住宅の場合）

○わが家の耐震改修促進事業

耐震改修計画、耐震改修工事の実施に、計画作成に20万円、耐震改修工事に60万円を限度に、県が補助します。

対象：昭和56年5月31日以前に着工された住宅

■安全な室内空間を

大きな揺れがくると、重い家具や冷蔵庫などが簡単に倒れるなど非常に危険です。できることから実践し、少しでも安全な室内空間を確保しましょう。

- ・寝室には家具を置かない
- ・家具は一つの部屋に集めるか作りつけのものを使う
- ・テレビなど重いものは棚の上など高い位置に置かない
- ・家具や冷蔵庫などは、壁などに複数の器具で固定する
- ・食器棚は扉が開かないようにストッパーを取付ける
- ・窓ガラスや家具のガラスには飛散防止フィルムを張る



【問合せ先】 市民参画課 ☎④8751 耐震診断、耐震改修は都市計画課 ☎④8753

住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用には、毎年申告が必要です

平成11年から平成18年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けておられる方で、税源移譲の影響によって所得税が減額となり、所得税から控除しきれない額が発生したり、所得税から控除しきれない額が増大した場合には、翌年度の住民税（所得割）から控除できるようになりました。

この制度の適用を受けるためには、納税者自身が、毎年、控除に関する申告書を提出する必要があります。



特に、給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない方は、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に記載された年末残高について、年末調整のために勤務先へ提出される前に、金額を控えるなどして控除申告書の提出準備をお願いします。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年3月16日までに、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を市税務課又は税務署へ提出してください。

■申告書の提出方法

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方 (給与所得のみで年末調整を受けられる方)	源泉徴収票を添付して市税務課へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

■申告書の提出にあたっての注意事項

年末調整済の給与収入のみを有し、確定申告書を提出しない方

源泉徴収票の摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』に金額が記載されている方が、申告の対象となります。



平成20年分所得税の確定申告書を提出する方

平成21年2月16日（月）から3月16日（月）の申告期間中は、申告相談会場（コミセン3階小ホール）にも申告書を備え置いてあります。申告相談会場において確定申告書を提出される場合は、それに合わせて「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を記入していただくことができます。

また、直接、社税務署に確定申告書を提出される場合やインターネットによって確定申告書を提出される場合は、市税務課の窓口又は社税務署で予め入手されるか若しくは市のホームページからダウンロードして、確定申告書と一緒に税務署へ提出してください。

■地方税からの控除額

住宅ローン控除額（年末時点における住宅ローン控除可能額）
税源移譲前の所得税額（注1） } の小さい方の額 - 税源移譲後の所得税額（注2）

（注1）住宅ローン控除を控除する前の税源移譲前の税率による所得税額

（注2）住宅ローン控除を控除する前の税源移譲後の税率による所得税額

【問合せ・送付先】 税務課税制係 ☎④8712 ※控除申告書は市のホームページから作成してダウンロードできます。

納期内完納にご協力をお願いします

平成20年度国民健康保険税・介護保険料（普通徴収）

第5期分の納期限は、

12月1日（月）です。

【問合せ先】 税務課税制係 ☎④8712

さまざまな法律問題に対応しております
《借金・金融の相談に限り初回無料》

弁護士法人
岡崎晃法律事務所

（兵庫県弁護士会）
弁護士 岡崎 晃 弁護士 吉原 美由希

姫路市栗山町126 イノウエビル7F（姫路市役所大通り西）
TEL.079-281-8188 FAX.079-281-8177 初回専用番号/080-6129-1856
http://www.okazaki-lawoffice.jp E-mail:adw48000@ams.odn.ne.jp